

「子ども110番の家」をご存じですか？



市では、市PTA連絡協議会が主体となって、子どもたちが登下校途中や校外で犯罪や危険なことに巻き込まれそうになったとき、地域の方々に救済や保護をしてもらい、地域全体が協力して子どもたちを守り育てようという「子ども110番」活動を進めています。

身近なプレート掲示箇所をご確認ください

現在、協力いただいている家庭や商店などには、右の図柄のプレートを道路から見える位置に掲示していただいています。

保護者の皆さんは、お子さんが不審者に声をかけられたり、後ろからつけられるなど、身の危険を感じたときには、すぐにプレートを掲示している家や商店に駆け込んで、保護や救済を求められるよう、ご家庭で話し合い、身近なプレート

掲示箇所をご確認ください。プレート設置のご協力をお願いいたします。

この取り組みの趣旨にご賛同をいただき、「子ども110番の家」のプレート設置にご協力をお願いします。また、現在ご協力をいただいている皆さんには感謝いたします。

プレートの撤去や交換を希望される場合、転出される場合は、お近くの小・中学校または社会教育課までご連絡をお願いします。「子ども110番の家」対応マニュアルが、市ホームページで確認できますので、協力いただいている家庭や商店の皆さまは、再度確認いただきますようお願いいたします。

社会教育課
443-1464

高齢者福祉計画策定審議会の委員を公募

市では、平成29年度に高齢者福祉計画と介護保険事業計画（平成30～32年度）を策定します。

この計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、策定審議会委員の一部を募集します。

対 次の条件をすべて満たしている方
・本市に1年以上在住で40歳以上の方（4月1日現在）
・本市の職員でない方
・平日、昼間の会議に出席できる方

募集人数
40～64歳の方 1人
65歳以上の方 1人

応募方法
住所、氏名、年齢、職業、

障害者差別解消法をご存じですか

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者の障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすため、次のことが禁止されます。

不当な差別的取り扱い
正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすること。

合理的配慮の不提供
障害のある人から何らか

連絡先、応募の理由を記入し、テーマについての意見や提案などを記述したレポート（様式自由、800字程度）を地域包括支援センターに郵送またはご持参ください。

テーマ
これからの高齢者福祉や介護保険制度に必要なこと
※提出されたレポートは返却しません。

応募受付期間
4月3日（月）～28日（金）
※選考結果については応募者に通知します。

申込先
〒289-1192
八街市八街ほ35番地29
地域包括支援センター
443-1207

臨時福祉給付金（経済対策分）を支給

消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。

支給対象者
平成28年1月1日時点に住民票が八街市にある方で、平成28年度分の市民税（均等割）が課税されていない方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。

支給額
1人当たり15000円
申請・支給手続き
443-1622

4月の移動交番情報

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

①ファミリーマート 八街五方杭店
②ランドローム東吉田店
③イオン八街店
④コメリ八街中央店
⑤カスミ朝日店
⑥上砂やすらぎの家
⑦文違コミュニティセンター
⑧南部老人憩いの家
⑨一区コミュニティセンター
⑩富山コミュニティセンター
⑪泉台区民センター
⑫セブンイレブン山田台店
⑬三区コミュニティセンター

※午前・午前10時～11時30分
※諸事情により開設できない場合もあります。
佐倉警察署八街幹部交番 443-1110

記号の見方 時日時 場会場 内内容 対対象 定定員 費参加費 申申し込み 締締め切り 持持ち物 問問い合わせ